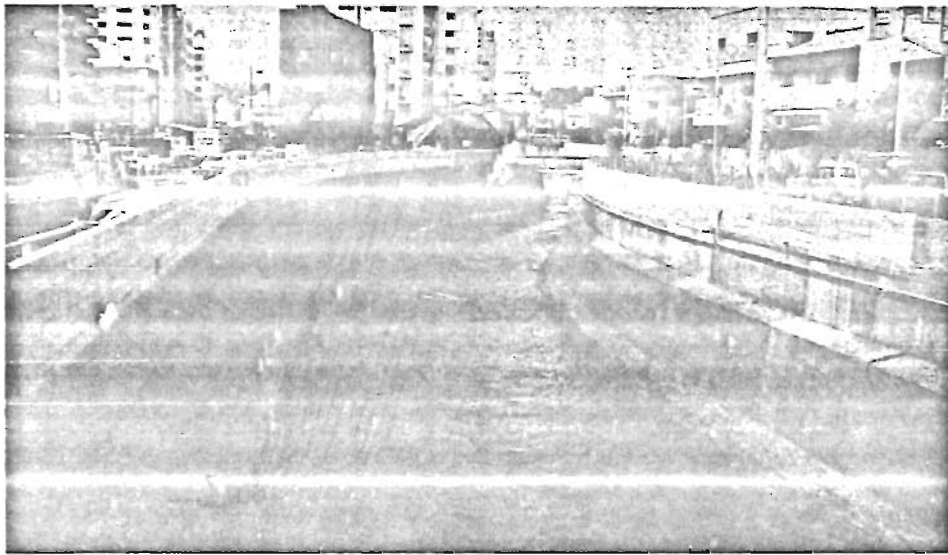


神田川対策 特集号



改修計画と

工事の進捗状況

神田川改修工事の概要

神田川のあらまし

神田川は三鷹市井の頭池に源を発し、杉並区を東に流れ、中野区赤生町で善福寺川(延長約11・0km)と合流し、さらに杉並区上井草から流れ出した妙正寺川(延長約9・8km)と新宿区下落合で合流した後、豊島区と新宿区との区境を流れ、飯田橋、お茶の水を通り、浅草橋を経て隅田川へ流れ注いでいます。

この延長は約25・5kmで、流域面積は豊島区の約8倍に当たる102・3km²で、都内河川としては最大の規模をもっています。

また、このように都内の主要な区部を流れていますので、大都市の特殊性をまともに受ける典型的な都市河川でもあります。

神田川の現状

神田川は戦前にも改修を行っていましたが、昭和33年の狩野川台風によって大きな被害を受けたため、いろいろな事情で中断していた改修工事を昭和34年から再開し、区部を流れる神田川については、昭和53年度をもって、1時間あたり30ミリの降雨に対処できるよう整備されてきました。

しかし、上流部流域が異常なまでに開発されたうえ、河川沿いの遊水池の機能をもち低地の水田、沼地の宅地化に伴い、未改修地域では洪水が溢出し、都心部でも浸水がたびたび発生するようになりました。このため、神田川の再改修の必要にせまられました。

今度の計画は、1時間あたり50

ミリの降雨に対処できるよう計画され、特に被害の多い上落合から飯田橋までの約5・4kmについては、次のように計画されました。

- ▽上落合一丁目～高戸橋(約1・6km)……高田馬場分水路
- ▽高戸橋～江戸川橋(約2・0km)……河川の拡幅改修
- ▽江戸川橋～飯田橋(約1・8km)……江戸川橋分水路

このうち、高田馬場分水路は神田川の取入口を除き完成し、江戸川橋分水路は昭和52年度で完成し通水機能を果たしています。現在は、高戸橋～江戸川橋間の拡幅工事を緊急工事中であります。

工事のあらまし

(1) 区内の河川工事の概要

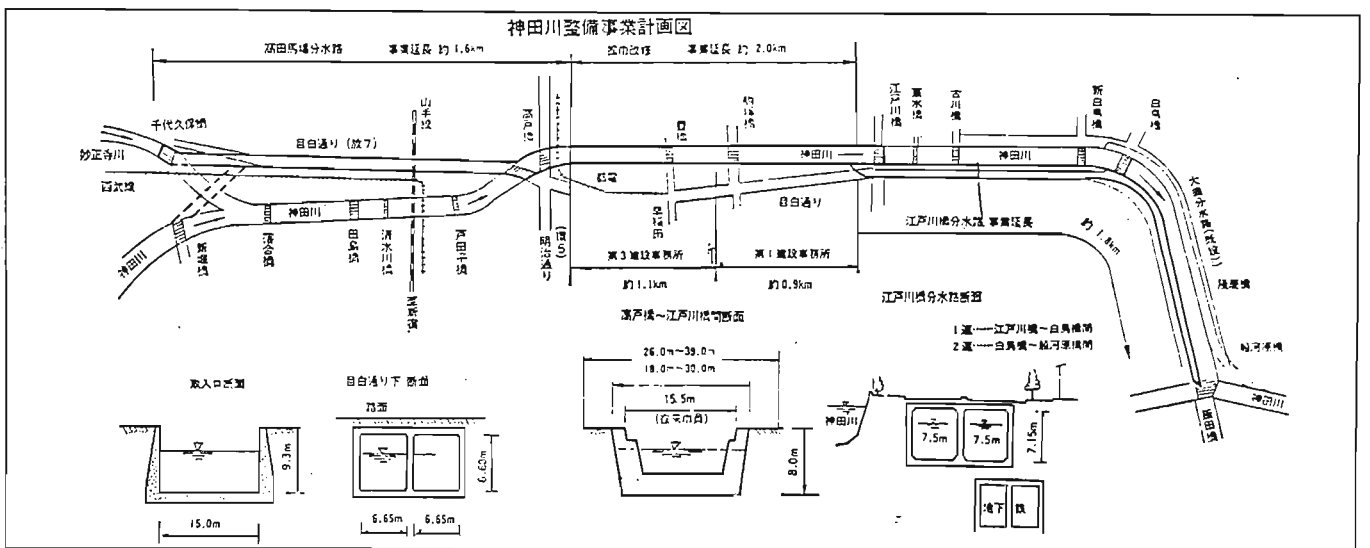
高戸橋、江戸川橋間の拡幅改修工事は、すでに東京都建設局で着手しており、次の建設事務所が担当しています。

- (a) 高戸橋～駒塚橋付近(約1.1km) ……第三建設事務所
- (b) 駒塚橋付近～江戸川橋(約0.9km) ……第一建設事務所

次に工事の概要ですが、(a)の区間については現河川幅15・5mを18m(完成後の河川数は26m)にします。(b)の区間については現河川幅15・5mを18m(完成後の河川数は23～39m)にそれぞれ拡幅し、かつ河床をも掘り下げ、河川の流下能力を増大させます。

工事は、(a)については区間ごとと両岸ずつ施工しますが、(b)については左岸、右岸別々に施工します。

【2ページに続く】



第三建設事務所年度別予定計画表

年度	工事区間	延長(m)	施工会社	備考
53年度	101	約 50	前田建設	本年9月中旬完了予定
	102	約 60	戸田建設	・
	103	約 60	鹿島建設	本年10月下旬完了予定
	計	170		
54年度	104	約 105	銭高・大明企業体	55年度まで
	105	約 130	未定	・
	106	約 140	・	・
	107	約 155	戸田・三田村企業体	・
	計	530		
55年度以降	残区間	約 360	未定	55年度以降発注
	計	360		
合計	計	1,060		

の第三建設事務所区間は、従来昭和57年度完了を目標としてきた訳ですが、再三の水害発生のため早期に完了させるべく計画の再検討を行い、別表のとおり昭和56年度内完成を目指しています。

(2) 工事の特殊性
以上のように拡張工事全般にわたり、昭和56年度竣工を目標としていますが、工事区間は非常に堅い地層であり、杭打ちや掘削工事に苦勞しているところです。

特にこの付近は、印刷業、精密機械を使用している会社が多数近接していますので、振動、騒音についてはご迷惑を少しでも軽減するように、部でも特殊な機械を選んで細心の注意を払い、工事を進めています。

また、当該地は道路事情も悪く、一般交通、工事用車の搬出入路の確保、さらには橋梁架設に

伴う通行止の調整など、前記の振動、騒音対策に加えて、工事を進めていくうえで大きな支障となつていきます。

(3) 応急工事(護岸の嵩上げ)
都建設局においては、本工事以外に53年4月の集中豪雨に伴い、神高橋から駒形橋間の約1.6km、0.2mから1.1mの護岸嵩上げを行いました。また今年5月の集中豪雨による溢水箇所全部についても、再度の嵩上げを早急に完了しました。

(4) 水防対策
非常時における神田川の水防対策としては、水防管理団体としての豊島区はもとより、都第三建設事務所、及び各工事施工会社においても出水に備え、常に現場内に出勤体制を整えています。

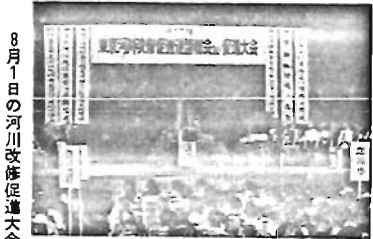
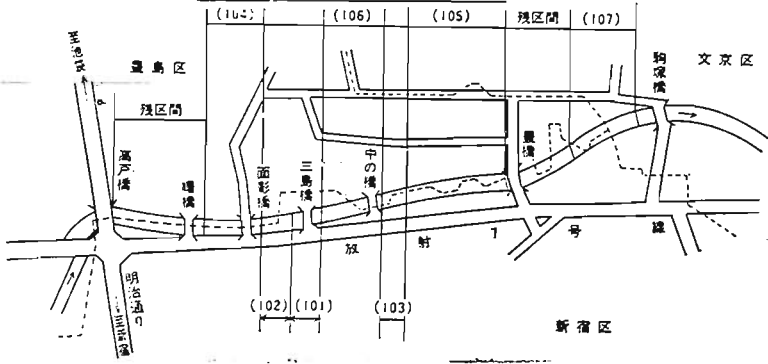
また、高戸橋下流5か所に水位警報装置を設置するとともに、各

町会と打ち合わせをし、被害の緊急予防対策として、豊島区では昭和53年4月の水害以来現在までに、土のう約1万4千袋を配付し、家屋への浸水防止に利用していただいています。第三建設事務所でも、土のう約1万袋を河川沿いに配付しています。

まとめ
いっおるかわからない水害に対処するためには、河川の改修を早期に完成させるしかありません。都ならびに豊島区においても積極的な努力をしています。

前述のような当地区の交通事情ならびに産業の特殊性に伴い、工事施工中は地元の方々の生活にご不便をおかけすると思いますが、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

第三建設事務所工事区間



東京河川改修促進連盟(会長 新宿区長)は、都内の11区20市3町1村で組織されており、都内の中小河川改修について促進を図るものです。

連盟は、8月1日坂橋区民会館において本年度の大会を開き、建設大臣、都知事、国会・都議会の各議員を招いて、都内の中小河川改修の遅れによる都民の不安を除去することは現下の最優先課題であると訴えました。そして次のような大会決議を行いました。

本大会は、水害のない住みよい環境の実現を期するため、次の事項について、国会及び政府並びに東京都の一大英断を要する。

一、大都市排水対策の基本である河川整備並びに下水道

東京河川改修促進大会
8月1日開かれる

二、第五次治水事業五か年計画の大幅な繰上げ実施を図り、強力に推進すること。

三、全東京の河川整備については、首都、東京の重要かつ緊急性にかんがみ、国費及び起債を大幅に増額すること。

四、東京都の河川改修事業を大幅に増額し、強力に推進すること。

五、昭和五十五年度の東京河川改修費として、五〇〇億円以上を計上すること。

また、本区議会の金子建設委員長は、11区を代表して5月15日の神田川水害状況を報告し、早期改修の必要について意見を發表しました。

神田川水害対策協議会を設置

6月28日都知事に12項目を要望

神田川沿岸の高田地区は、5月15日の水害を契機に、区長を会長とする地元住民・企業界の各代表からなる豊島区神田川水害対策協議会を6月15日に結成し、神田川改修工事の促進等を関係機関に強く働きかけることになりました。

6月28日、代表は都知事に対し要請を行い、次の12項目の要望書を提出しました。

一、特に急務を要する措置

- 神田川護岸の差込並びに逆止弁の改良を図るとともに、差込については、容易に操作ができるものにする。
- 神田川既設の警報機の機能が不十分であり、警戒水位以上は吹鳴を継続するよう改善
- 神田川護岸の差込並びに逆止弁の改良を図るとともに、差込については、容易に操作ができるものにする。
- 神田川既設の警報機の機能が不十分であり、警戒水位以上は吹鳴を継続するよう改善



6月28日、代表が都知事に要請

二、緊急対策

- 高戸橋下流の改修工事の完成時期を更に短縮し、地域住民の不安の解消を図ること。
- 山手線下流の六橋梁(神高・高塚・戸田平・源水・曙・面影)の改修、嵩上工事を早期に着手すること。
- 異常降雨による氾濫を防止するため、上流に遊水池を設けるよう積極的に取り組むこと。

三、協議会でも

7月17日、区議会正副議長、正副幹事長並びに区民の一行は、都知事、都議会議員、都議会各会派を訪問し、知事には意見書を、都議会議員には要請書を手渡し、神田川改修工事の大幅な促進と、救済措置の確立等について強く要望しました。

代表団の強い要請に対し、知事からは、①工期短縮にむけて努力中、②建設省へ働きかける、③9月末を目途に融資制度や税制の問題を検討している等の発言がありました。

の整備を早期かつ強力に実施すること。

二、第五次治水事業五か年計画の大幅な繰上げ実施を図り、強力に推進すること。

三、全東京の河川整備については、首都、東京の重要かつ緊急性にかんがみ、国費及び起債を大幅に増額すること。

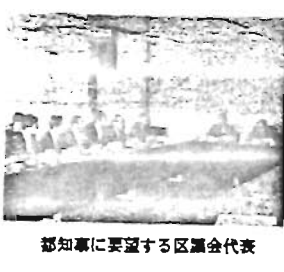
四、東京都の河川改修事業を大幅に増額し、強力に推進すること。

五、昭和五十五年度の東京河川改修費として、五〇〇億円以上を計上すること。

また、本区議会の金子建設委員長は、11区を代表して5月15日の神田川水害状況を報告し、早期改修の必要について意見を發表しました。

豊島区では、たび重なる神田川の水害によって被害を受けている高田地区の皆さんに、神田川改修工事の要緊な進捗状況などをお知らせするため、「広報としま」神田川対策特集号」を発行することになりました。

今後とも随時発行する予定ですので、お知りになりましたら、防災課(2851)までご連絡ください。



都知事に要望する区議会代表